

第六編
現
代

本田技研株式の進出

昭和二四年（一九四九）にドッジラインが実施されると、インフレは急速に弱まったものの、一方では「金詰まり状態」のなかで中小企業が倒産し、失業者が増加するなど日本経済は停滞復し、民間企業にも活気が戻るようになった。この時期、日本経済は工業生産の上昇、輸出の増大と一気に高成長を



写真 6-14 本田技研工業株式会社大和工場（現在の和光工場）

はたし、戦前の経済水準を乗り越えるまでになった。

このような経済復興のさなか、昭和二七年（一九五二）三月、本田技研が大和町白子に進出し、その後の大和町に大きな変化をあたえることになった。本田技研は終戦直後の昭和二年（一九四六）、浜松で設立された新興会社で、設立当初は「原動機付自転車」のエンジンメーカーであった（旧陸軍が使用していた無線機用小型エンジンを自転車に取り付けられるように改造して発売していた）。その後、車体製作にも取り組み、「ドリム号」と名付けたオートバイの生産に本格的に乗り出した。東京に進出したのは昭和二五年九月で、この時北区上十条にオートバイ車体製作工場を作った。この工場では浜松から輸送されたエンジンをオートバイに組み立て出荷しており、それだけに効率の悪いものであった。このような変則的な工程を解消しようとしたのが大和町白子への進出であった。白子では日興精機工業株式の工場（三六〇〇坪）を買収し、ここでエンジン生産と車体製作を一貫して行なうようになった。白子工場へ進出した時期、本田技

表 6-42 本田技研㈱の規模の推移

年 度	総 売 上	従 業 員 数
昭 和 23	1,400	(推定) 20
24	3,500	(") 70
25	8,300	(") 90
26	33,000	(") 150
27	243,800	1,337
28	772,900	2,185
29	597,900	2,494
30	652,500	2,519
31	788,200	2,459

〔『ホンダの歩み』より作成〕

なった(表6-42参照)。

ところで日興精機工業㈱にせよ中央工業㈱にせよ、本田技研㈱が買収した工場、敷地はいずれも戦前の大和町における代表的な軍需工場であった。その点で本田技研㈱の進出は戦前以来の軍事機械工業の発展を不可欠の前提とし、その遺産を引き継ぐものといえた。また、本田技研㈱の進出は大都市近郊農村としての性格をまだ強く持ち、あるいは「米軍基地の町」としての色彩を色濃くただよわせていた大和町が、内陸工業都市へと変貌する転機となるものであった。工業統計調査によると、大和町の常用労働者数は昭和二六年で六一七名、昭和二七年で一五六五名、昭和二八年で二一一五名と、その数は本田技研㈱の進出によって、大和町は戦前の軍需工業の町から立ち直り、オートバイ工業の町としてよみがえることになった。

研㈱は売上高を三億円(二六年)から二四億円(二七年)に、従業員を一五〇名から一三〇〇名に伸ばし、経営規模を飛躍的に拡大した。さらに昭和二八年(一九五三)一月、中央工業㈱の敷地三万坪を買収し、同年五月には大和工場を完成させた。この工場には四億五〇〇〇万円の輸入機械が導入され、企業規模は大きく拡充した。これにより売上高は七七億円、従業員は二二〇〇名となり(二八年)、その後の発展の基礎を築いた。昭和二九年から三〇年にかけては、当時の世界不況の影響を受け一時業績は低迷したが、その後は日本経済全体の高度成長とともに順調に発展をとげた。このように本田技研㈱にとって大和町は飛躍と発展の地と

工場誘致条 本田技研(株)が大工場を建設すると、大和町は工場誘致条例を制定し、これに対応した。昭和二八年
例の制定 (一九五三) 五月、大和町議会は「大和町工場誘致条例」を次のように定めた。

大和町工場誘致条例

第一条 (この条例の目的) この条例は埼玉県における工場誘致奨励の方針に即応し、本町内に工場又は事業場(以下「工場」

という)の新設を勧奨しもって産業の振興に寄与し町勢の進展を図ることを目的とする。

第二条 (奨励措置) 町長はこの条例で指定するものに対し町の各会計年度(以下「年度」という)における当該工場に

係る固定資産税収納額に相当する額の範囲内で奨励金を交付することができる。

第三条 (指定の基準) 町長が指定する工場は左に掲げる規模を有するものでなければならぬ。

一、投下固定資産総額 一、〇〇〇万円以上

二、常時使用する従業員数 五〇人以上

第四条 (略)

第五条 (奨励金の交付期間) 第二条の規定による奨励金の交付期間は指定を受けた工場が事業を開始した日の属する年度から三

年とする。

同条例は固定資産総額一〇〇〇万円以上、常用従業員五〇人以上の大工場に対して、固定資産税に相当する額を奨励金の名目で交付し、これによって事実上固定資産税を免除しようとするものであった。工場誘致条例の趣旨は新たに進出してきた大工場に対して税外上の特典を与え、これを保護・育成しようとするものであったが、これが大企業優遇の側面をもつものであったことは言うまでもない。同種の条例は、すでに埼玉県で制定されており(昭和二六年)、大和町はこれにならったものであった。ただ大和町の場合、本田技研(株)に対して一方的に優遇措置を与えてい

たわけではなかった。例えば昭和三五年の第三小学校建設の際には、大和町は本田技研㈱に対して実に二〇〇〇万円にのぼる寄附金の提供を求めた。また、同時期に持ち上がった町立工業高校建設計画に際しても、本田技研㈱より多額の援助資金を期待していた。このように大和町当局は本田技研㈱に対して、工場誘致条例の見返りともいえるものを受け取り、あるいは期待していたわけで、その意味で同条例は企業と自治体との間に、税外的な依存関係を形成する役割をはたしたともいえる。同条例は昭和三七年（一九六二）九月に廃止されるまで存続した。

財政の急伸

本田技研㈱の進出は、大和町に多額の税収をもたらした。昭和二八年度について見ると、本田技研㈱の納税額は法人町民税二一〇〇万円、固定資産税三〇八万円にのぼった。これから誘致経費（町道新設、敷地買収費など）一一四四万円、奨励金三〇八万円を差し引いても一〇〇〇万円近い税収増となった（『埼玉タイムス』昭和二九・四・四）。このような増収によって大和町の財政規模は昭和二七年度の二八〇〇万円から二八年度の四四〇〇万円（いずれも歳入額）へと大きく拡大した。このように本田技研㈱の進出が大和町の財政にもたらした意義は大きかった。

大和町の財政は昭和二九年度から三〇年度にかけては経済不況によって停滞状態となったが、昭和三一年度からは再び上昇傾向に転じた。とくに昭和三二、三三年度の歳入額は前年度と比較してそれぞれ五二パーセント、八八パーセントの大幅な伸張を見せ、大和町当局が積極的に公共事業を推進する転機を形成した。その後、大和町の財政は昭和三〇年代後半にかけて持続的に拡大し、三年には一億二〇〇〇万円、三六年には二億二〇〇〇万円、三九年には三億七〇〇〇万円の規模にまで到達した。

ところで、このような財政の伸張を背景に大和町では昭和三〇年代半ば以降、公共事業の推進が行政の中心にすえられ、町政は大きな転換を迎えるが、その結果、財政運営のあり方にも大きな変化が生まれた。その一つが日常的な

表 6-43 地方債発行の状況(昭和34—41年)

借入年度	事業名	借入金額	借入先	年利	借入年	最終年度
昭和34年度	町立第三小学校新設事業債	10,000千円	大蔵省	6.3%	昭和59年度	
35	町立大和中学校増築事業債	5,000	郵政省	6.5		60
37	町立大和中学校体育館事業債	3,000	〃	6.5		57
37	役場庁舎改築事業債	5,000	大蔵省	6.5		62
38	都市下水道(中丸川)改修事業債	2,000	郵政省	6.5		58
39	ごみ焼却場建設事業債	19,000	大蔵省	6.5		49
39	白子・新倉小増改築事業債	20,000	〃	6.5		64
40	町立第四小学校用地買収事業債	18,000	埼玉銀行	7.3		50
40	町立第二中学校用地買収事業債	20,000	〃	7.3		50
41	町立第四小学校校舎買収事業債	11,000	大蔵省	6.5		66
41	町立第三小学校増築事業債	5,000	〃	6.5		66
41	都市下水道(谷中川)改修事業債	7,000	〃	6.5		61
41	公共土木施設災害復旧事業債	1,500	〃	6.5		51
41	都市下水道(谷中川)改修事業債	10,000	埼玉県	6.0		47
41	都市計画道路改良事業債	8,000	〃	6.0		47

第三節 復興への模索と町づくりの進展

地方債の発行(事実上は借入金)であった。表6-43は昭和三四年度から四一年度にかけての起債の状況を示したものであるが、大型公共事業の実施に際しては、その都度、起債がおこなわれることになった。その結果、歳入総額に占める公債費の割合は上昇し、昭和三九年度には一〇・三パーセントを占めるまでになった。

ところで、前述のような財政の拡大は、高度経済成長を背景に、全国の市町村に共通したものであったが、大和町の場合、本田技研(株)という成長企業を抱え、その恩恵を一層強く受けた。とりわけ昭和三〇年代から四〇年代初めにかけての大和町の財政はきわめて潤沢で、埼玉県下でも屈指の財政力を保持した。表6-44は昭和三〇年から四五にかけての大和町の財政力指数を示したものであるが、昭和三〇年以降四〇年代初頭にかけて標準値を大きく上回った。このうち昭和三七年(一九六二)には財政力指数は二・〇三となり、最高値となった。昭和三〇年代後半はとくに大和町が財政的に恵まれた時期であった。

ところで、このような財政力の潤沢さは、主に法人町民税によってもたらされたものであった。図6-4は歳入総額に占める個

表 6-44 財政力指数

	財政力指数
昭和30年度	1.30
31	1.41
32	1.30
33	1.30
34	1.47
35	1.66
36	1.93
37	2.03
38	1.97
39	1.85
40	1.65
41	1.46
42	1.23
43	1.04
44	0.88
45	0.76

人町民税、法人町民税の割合をグラフで示したものである。そのうち法人町民税の割合は、本田技研が大工場を建設した昭和二八年以降飛躍的に拡大し、昭和四〇年代初頭にかけて高い比率を示した。これは個人町民税の動向とは対照的であった。大和町の飛び抜けた財政力が、町民個人というよりは、主に企業活動の活発さによってもたらされたものであったことがよくわかる。

このような法人町民税の増大は、大和町の自主財源を充実させた。自主財源は地方税（町民税のほか固定資産税、たばこ消費税、電気税、ガス税など）、使用料・手数料、

財産収入、寄附金、雑収入などによって構成されるが、大和町では歳入総額に占める自主財源の割合は、昭和三〇年から四〇年にかけて、全国水準を大きく上回った（表6-45参照）。自主財源の割合が五、六〇パーセント程度の市町村が多いなかで、大和町の水準は非常に高いもので、それだけにこの時期、思い切った行政運営も可能となった。

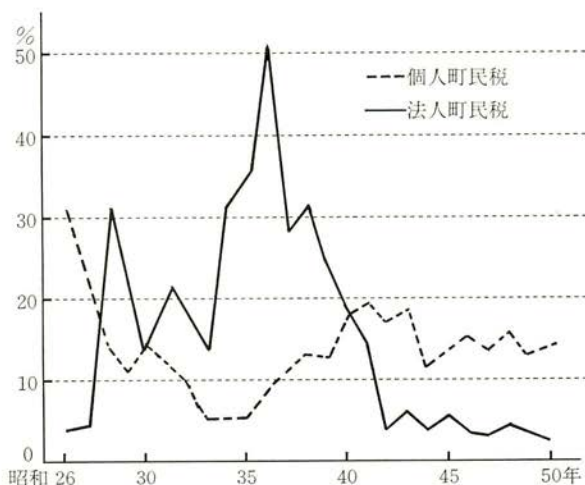


図 6-4 歳入総額に占める個人町民税、法人町民税の割合の推移

表 6-45 自主財源の割合の推移

	大和町	全国平均
昭和25年度	61%	60%
30	96	64
35	90	64
40	84	58
45	66	55

このような自主財源の大きさによって、大和町は昭和二九年度から四二年度にかけて、地方交付税の不交付団体となった（ただし、特別交付税については交付を受けた）。

ただ大和町が比較的財政に恵まれたのも、昭和四〇年代前半までであった。昭和四二年度には歳入総額に占める法人町民税の割合は、四パーセントに急落し、翌四三年度には地方交付税（一般）の交付団体に転じた。また翌四四年度には財政力指数も初めて標準値を割った。このように財政力が急速に低下した要因は、住民が流入し行政需要が増大する一方で、本田技研㈱からの税収が伸び悩んだからであった。これは、本田技研㈱が昭和三〇年代後半から四輪車製造に乗り出し、鈴鹿や狭山に大工場の建設を開始したことと関係していた。本田技研㈱にとって大和町は飛躍と発展の地であったが、地価の面からも工場拡張の余地がなく、このため四輪車製造の新工場は他地域に建設されることになったのであった。その結果、本田技研㈱に占める大和工場の地位は急速に低下し、本田技研㈱からの税収も、

これにともない減少するようになった。大和町の財政はこのような動向を背景に、昭和四〇年代前半には他市町村と比較してさほど裕福なものではなくなった。

2 戦後町政の展開

戦後町政の発端と星野、富沢（敬）町長

次に戦後の大和町の動向を町長の施策を中心にして見ていこう。敗戦直後の時期、大和町役場では軍需物資の隠匿事件や生活物資の不正配給事件など不祥事が相次いで発生した。このため大和町当局は住民からの激しい批判にさらされ、昭和二一年（一九四六）一月には富沢英一町長が役場吏員の不祥事の責任をとって辞職するにいたった。後任町長に就任したのは星野豊麻であった（同年三月）。